倫理法等違反に関する情報は、投書、メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省からの連絡や新聞報道等からも得られる。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認するための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続が開始されることとなる。

2　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

平成22年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は24件、前年度から継続して調査が行われた事案は５件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは14件で合計28人（免職６人、停職１人、減給２人、戒告19人）（次項の⑵参照）であり、各府省の内規による訓告・厳重注意・注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは12件で合計33人であった（１件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは５件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。また、懲戒処分を受け又は矯正措置が講じられた職員の数には、平成23年度以降復帰時に処分等予定の者７人を含む。）。また、平成22年度の調査が平成23年度に継続された事案は７件であった。

これらを前年度と比べると、新たに開始された調査件数で６件、懲戒処分件数で４件、矯正措置件数で４件、それぞれ増加している（表４参照）。

なお、倫理法が全面施行された平成12年４月から平成22年度末までの間に、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を受けた職員は416人（免職63人、停職29人、減給99人、戒告225人）、矯正措置が講じられた職員は502人であった（平成23年度以降復帰時に処分等予定の者７人を含む。）。

表４　調査及び懲戒処分等の件数等の推移

項目＼年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計（平成12～22年度）
調査開始事案数	32 ＜4＞	34 ＜6＞	58 ＜6＞	18 ＜5＞	24 ＜5＞	255
処分等件数（人数）	27（54）	32（159）	57（267）	16（30）	21（61）	236（918）
懲戒処分件数（人数）	21（26）	27（83）	30（94）	10（21）	14（28）	160（416）
免職	8（9）	11（11）	6（9）	4（4）	4（6）	50（63）
停職	2（2）	1（1）	8（9）	1（1）	1（1）	22（29）
減給	4（4）	9（17）	7（36）	2（3）	2（2）	45（99）
戒告	10（11）	13（54）	17（40）	6（13）	8（19）	78（225）
矯正措置件数（人数）	9（28）	14（76）	38（173）	8（9）	12（33）	121（502）

㈱１　＜　＞は前年度からの継続事案数（外数）を表す。

２　１事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分件数と一致しない。

３　１事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

⑵　倫理法等違反事案の概要

平成22年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表５のとおりである（平成23年度以降復帰時に処分等予定の者７人を含む。）。

表５　平成22年度倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第６号及び第５条第１項違反）	戒告（１人）	国土交通省の職員１人が、利害関係者以外の事業者の社員らとゴルフを行った際、同事業者にゴルフに係る自己の費用（22,669円相当）を負担させ、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたほか、その後、契約の相手方として利害関係者となった上記事業者の社員らと飲食を共にした際、同事業者に自己の飲食代金（２回、合計21,230円）を負担させ、飲食の供応接待を受けたもの。
2	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第５条第１項違反）	減給３月（俸給の月額の１／10）（１人）	地方警務官１人が、４か所のゴルフ場においてゴルフをした際、利害関係者以外の事業者である各ゴルフ場から一般的なゲストが受けられない割引料金の適用を受け、本来支払うべき料金より相当安価な料金で合計11回前記ゴルフ場を利用したことから、結果として、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与（約20万円）を受けたもの。
3	利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号及び第４号違反）	戒告（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者の従業員から、同者が釣り上げた１キログラム程度の甲イカ２匹（3,000円相当）の贈与を受け、業務のための移動に当たり、契約上認められていないにもかかわらず、約60回、同者が運転する車両に同乗し移動したもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
4	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	厚生労働省の施設等機関の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から、有利便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金200万円の供与を受けたもの（職員は収賄容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者につけ回しをした事案（倫理規程第３条第１項第６号及び第５条第２項違反）	停職２月（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者に、７回にわたる私的な飲食の代金（合計113,216円）を負担させ、また、利害関係者である同事業者の従業員と飲食を共にした際、同従業員に自己の飲食代金（14回程度、合計57,500円相当）を負担させ、飲食の供応接待を受けたもの。